

農地法〔第4条〕
〔第5条〕の規定による農地転用許可申請添付書類

〈必要な書類〉

蓮田市農業委員会

番号	書類名称	必要部数	交付場所	備 考
1	第4条許可申請書	3通	農業委員会	土地登記簿謄本などにより該当事項を正確に記入し押印する。
	第5条許可申請書	4通	〃	〃
2	土地登記簿謄本	1筆につき2通	岩槻登記所	申請日より3ヶ月以内に交付を受けたもの。1筆につき2通のうち1通はコピーでもよい。
3	公図の写し	2通	岩槻登記所又は税務課	申請地の隣接地及び申請地から公道までを謄写する。地目(台帳と現況が異なる時は両方)を記入し、申請地を赤で明記する。
4	配置図1/500以上	2通		公道、私道の幅員、建築基準法による後退部分のある場合は、後退線及び道路中心線からの距離、建築物の位置及び境界との距離などを記入する。
5	案内図	2通		申請地を中心とする附近の道路、河川、住宅、商店、公共施設などを記入する。
6	都市計画図	2通	都市計画課	都市計画図1/20,000又は1/10,000に申請地を赤で明記する。2通のうち1通はコピーでもよい。
7	誓約書	2通	農業委員会	一定の様式があります。

〈必要に応じて添付する書類〉

1	住民票	1人につき2通	市(住)民課	第5条許可申請書で所有権移転の場合。申請日より3ヶ月以内に交付を受けたもの。
2	官民境界査定済証	2通	土木課	幅員4m未満の市道に接する場合に限り、幅員、境界を確認するため土木課へ申請実施し、官民境界査定済証の交付を受けたものを添付する。
3	土地改良区の意見書	2通	このうち該当土地改良区	1. 元荒川 2. 見沼 3. 新堀 4. 浮張の場排水組合
4	委任状又は選任届	2通		申請当事者以外の者が申請するとき。
5	土地登記簿謄本(閉鎖簿)	2通	岩槻登記所	申請目的により、必要に応じて提出していただきます。
6	建物の平面図 立面図1/500以上	2通		建築物を建築するとき及び敷地拡張のとき。移転、敷地拡張のときは現在の建物の平面図を含む。
7	排水施設計画図	2通		排水施設計画の詳細がわかるもの。
8	戸籍(除籍)謄本	2通	市(住)民課	申請目的が分家住宅のときは、所有者と転用者との続柄がわかるもの。
9	農振除外証明書	2通	農政課	申請地が市街化調整区域のとき。
10	見積書	2通		建築見積書、土地購入費等の経費の明細書。
11	資金証明書	2通	預貯金先	たとえば銀行預金残高証明書など。個人専用住宅のときは資金調達計画書でも可。
12	事業計画書	2通		転用目的が個人専用住宅以外の場合は建設計画、事業内容等の詳細が解るもの。
13	農家証明書	2通	農業委員会	申請目的が農家住宅、農作業場などのとき。
14	誓約書	2通		申請目的が移転のとき、移転後においては、現在の宅地をすみやかに農地に復元する旨を明記する。
15	申請目的が拡張又は移転のときは、既設建物の利用現況図(2通)			
16	転用受让人以外の者の抵当権登記、所有権移転登記などがあるときは、抹消登記するか又は権利者の承諾書(2通)及び印鑑証明書			
17	店舗のときは、取引証明書(2通)及び印鑑証明書、営業に関する資格証明書の写し。			
18	その他参考資料	2通		資材置場の設置に係る資料、農業用倉庫(作業場)の建設に係る資料等。
19	貸家賃借契約書	2通		分家住宅の場合、開発行為の許可申請書に添付するものと同様のもの。写しでも可

法人の場合は上記のほかには下記の書類が必要です。

1	法人登記簿謄本	2通	2	定款又は規約	2通
---	---------	----	---	--------	----

〈注意事項〉

1. 申請は毎月10日～12日(休日のときは翌日)までの期間で、その月に開催する農業委員会で審議します。なお、13日以降の申請は翌月扱いになりますので御承ください。
2. 申請地が貸付地のときは、合意解約の通知又は農地法第20条の許可が先に必要です。
3. 受付後関連各課とりん議により書類の補正、あるいは他の法律等の規定により受付できなくなる場合があります。
4. 都市計画法第29条の規定による開発行為の許可を必要とするときは、農業委員会へ農地転用許可申請書を提出するとともに都市計画課へ開発行為許可申請書を同時に提出してください。(分家住宅は該当します。)
5. 書類の作成を他人から依頼されたとき、別段の定めがある場合のほか行政書士会員である行政書士以外の者が報酬を得て書類の作成、申請等を行うことは行政書士法の規定により禁止されています。
6. 許可、不許可の指令書は原則として申請当事者に交付いたしますので、連絡先をお知らせください。
7. 申請についてわからないことがありましたら、農業委員会事務局へお問い合わせください。

☎048(768)3111内線234